

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和8年2月17日

支出負担行為担当官

奈良地方検察庁検事正 民野 健治

下記のとおりオープンカウンター方式による見積合わせに付します。

記

1 電子調達システムの利用

本調達は、「電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp/>)を利用した見積書の提出及び開札手続により実施するものとする。

ただし、「紙」又は「電子データ」による見積書の提出も可とする。

2 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 等 奈良地方法務合同庁舎に設置の昇降機保守業務
- (2) 業務場所 契約書案のとおり
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務内容 契約書案のとおり

3 オープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 次の各号のいずれかに該当する者であること

ア 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、A、B、C又はDの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者

イ 奈良地方検察庁が作成する随意契約登録者名簿に記載された者

(3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力的な要求行為を行う者

キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

コ その他前各号に準ずる行為を行う者

4 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒630-8213 奈良市登大路町1番地の1

担当：奈良地方検察庁会計課国有財産係

電話：0742-27-6826

E-mail：ppo18-kaikei.7it@i.kensatsu.go.jp

5 オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領、契約書案の交付期間

及び交付場所

(1) 交付期間

令和8年2月17日（火）から同年3月3日（火）の午後5時まで
ただし、前記4の場所において交付を受ける場合は、前記期間の午前9時から午後5時まで（土・日、祝祭日を除く）

(2) 交付場所

奈良地方検察庁ホームページ、電子調達システム又は前記4の場所において交付する。

なお、電子メールによる交付を希望する場合には、請求者氏名、住所（法人の場合は、法人名及び担当者並びに所在地）及び電話番号を電子メールに記載の上、前記4の問合せ先に電子メールにて請求すること（電子メールの到達を電話で確認すること）

6 事前提出書類について

(1) 提出書類

ア 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）写し

当庁の随意契約登録者名簿に登録されていることが確認できた者は、上記書類の提出は不要とするので、登録されているか否か不明な場合は、当庁に問い合わせること

イ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿添付）

別紙1の「誓約書」により提出すること

誓約書の日付は、作成日付を記載すること

誓約書の押印を省略する場合は、担当部署責任者の職名、氏名及び連絡先を必ず記載すること

誓約書の日付及び記名の記載がないものについては受け付けない。

ウ 奈良県又は近接府県に所在する本社・支社・営業所その他活動の拠点となる場所の所在地が分かる書類

所在地の分かる書類の様式については指定しない。

(2) 提出期限

令和8年3月4日（水）午後5時まで

提出書類につき、提出期限までに提出がない者及び参加資格がないと認

められた者は本見積合わせに参加することができない。

担当者から当該事前提出書類に関して説明を求められた場合には応じなければならない。

(3) 提出場所

持参、郵送等又は電子メールにより、前記4の住所又はメールアドレス宛てに提出すること

7 質問書について

(1) 提出期限

令和8年2月26日（木）午後5時まで

(2) 提出場所等

持参、郵送等又は電子メールにより、別紙2質問書を前記4の住所又はメールアドレス宛てに提出すること

(3) 回答について

令和8年3月2日（月）までに提出者に対し回答を行う。

8 見積書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

令和8年3月5日（木）午後5時まで

(2) 提出場所

電子調達システム又は奈良地方検察庁会計課国有財産係

(3) 提出方法

ア 電子調達システムによる場合は、当該システムに定める手続に従って提出すること

なお、提出期限までに電子調達システムによる見積書の提出がなかった場合（当該システムの障害等により見積書を提出できなかった場合を除く。）は、本件見積合わせへの参加を辞退したものとみなす。

イ 持参、郵送等又は電子メールにより提出する場合には、提出期限までに必着するように送付すること

9 見積合わせの日時

令和8年3月6日（金）午前10時

10 見積書に記載する見積価格

(1) 電子調達システムで提出する場合

電子調達システムにて入力する見積価格は、消費税及び地方消費税を抜いた合計金額を入力すること

また、見積内訳書（様式は任意）を必ず添付すること

(2) 紙又は電子データで提出する場合

見積書に記載する見積価格は、消費税及び地方消費税を抜いた合計金額を記載すること

11 見積りの無効

本公示に示した参加資格のない者が提出した見積り、見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

12 契約保証金の納付

免除

13 その他

詳細は、オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領による。

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官 奈良地方検察庁検事正 殿

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 添付書類：役員等名簿

※ 担当部署責任者の職名、氏名及び連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

担当部署責任者の職名及び氏名

連絡先

(別紙)

役員等名簿

法人（個人）名：_____

所在地：

[illegible]

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

誓 約 書 (記載例)

☐ 私

☒ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官 奈良地方検察庁検事正 殿

令和●●年●●月●●日

住所（又は所在地）

●●県●●市●●町●●丁目●●番●●号

社名及び代表者名

●●会社

代表取締役 ● ● ● ●

※ 添付書類：役員等名簿

※ 担当部署責任者の職名、氏名及び連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

担当部署責任者の職名及び氏名 ●●課●長 ● ● ● ●

連絡先 ●●-●●●●●-●●●●●

質 問 書

(日 付) 令和 年 月 日

(会社名)

(担当者)

(所在地)

(電 話)

(F A X)

* 電子メールで質問書を提出する場合は、提出後、奈良地方検察庁国有財産係に電話すること

番号	区分・項目名等	質 問 事 項	回 答

(記載例)

質 問 書

(日 付) 令和●●年●●月●●日

(会社名) ●●●●株式会社

(担当者) ● ● ● ●

(所在地) ●県●市●町●丁目●番●号

(電 話) ●●-●●●●-●●●●

(F A X) ●●-●●●●-●●●●

* 電子メールで質問書を提出する場合は、提出後、奈良地方検察庁国有財産係に電話すること

番号	区分・項目名等	質 問 事 項	回 答
1	(例示) 仕様書について	●●●●●●について・・・ (簡潔にまとめる)	

契 約 書

支出負担行為担当官奈良地方検察庁検事正民野健治（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、以下のとおり、昇降機の保守業務（以下「本件業務」という。）に係る請負契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、乙が別添仕様書に基づいて、本件業務を行い、甲がその対価を支払うことを目的とする。

（履行期限）

第2条 本契約の履行期限は、別添仕様書記載のとおりとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は、金●●円（月額●●円）（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

（業務内容）

第4条 乙は、別添仕様書記載の業務内容につき行うものとする。

（注意義務）

第5条 乙は、本件業務を履行するに当たっては、甲の業務に支障を与えないように常に善良な管理者の注意をもって、懇切かつ誠実に本件業務を履行するものとする。

（使用者責任）

第6条 乙は、本件業務に従事させる従業員等に対し、使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、その他従業員等に対する法令上の責任を全て負い、責任をもって管理し、甲に法令上の責任及び契約金額以外の負担を及ぼさないものとする。

（監督）

第7条 甲は、乙による本件業務の遂行状況を監督するため、甲の指定する職員（以下「担当職員」という。）を乙の作業場その他の関係場所に派遣することができる。

2 乙は、担当職員の職務に協力しなければならない。

3 甲又は担当職員は、本契約の目的の達成に重大な影響を及ぼすと判断され

る事項については、書面で変更又は改善の指示をすることができる。

(報告・通知)

第8条 乙は、本件業務に係る点検作業等を実施したときは、報告書を担当職員に提出するものとする。

2 乙は、前項の報告書によるほか、故障を修理した場合は、その都度、原因及び結果を担当職員に報告するものとする。

3 甲は、いつでも乙に対し本件業務の履行状況等の報告を求めることができる。

4 甲は、本件業務に係る対象設備に影響を及ぼすおそれのある模様替工事を行うときは、速やかに乙に通知するものとする。

(検査)

第9条 乙は、本件業務に係る点検作業を完了したときは、本件業務の完了を確認するための甲の検査を10日以内に受けるものとする。

2 乙は、前項の検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを是正改善して、甲の検査を受けなければならない。

3 第1項の規定は、前項の場合に準用する。

(代金の請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。その際、消費税及び地方消費税額（消費税及び地方消費税額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を明示し、併せて請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求があったときは、その請求を受けた日から30日以内に契約代金を乙に支払うものとする。

3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により前項に定める期間内に契約代金を支払わなかったときは、乙に対して、その支払期限の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、契約代金に対する年2.5パーセントの割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、前項に定める期間内に支払わないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、前項に定める期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計上しないものとする。

- 4 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、甲は、これを支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(経費区分)

第11条 乙が本件業務を履行するに当たり必要とする機械器具、消耗品、作業衣、手袋類等及び検査確認不合格の際におけるやり直し等の経費は、全て乙の負担とする。

ただし、昇降機を通常使用することによって生じる摩耗及び損傷に係るものに限る。

- 2 本件業務に関する光熱水量は、甲の負担とする。

(再委託)

第12条 乙は、本件業務の全部を第三者に委託することはできない。

- 2 乙は、本件業務の一部を再委託しようとする場合には、甲の定める様式により再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 3 乙は、本件業務の一部を再委託したときは、再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件業務の一部を再委託しようとするときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託の相手方と約定しなければならない。

(再委託に関する内容の変更)

第13条 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により再委託変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(履行体制)

第14条 乙は、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲の定める様式により作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに甲に届け出なければならない。ただし、商号又は名称及び住所のみの変更の場合は、届出を要しない。

- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(個人情報等の取扱い)

第15条 乙は、本契約に係る業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び乙が策定した個人情報保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号を遵守すること

- (1) 乙は、本契約の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと
- (2) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲に対し書面で報告すること
- (3) 乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと
- (4) 乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けること
- (5) 乙は、甲から提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）について、本契約に係る業務終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲に返却し、又は個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、甲の定める様式により「廃棄等報告書」を提出すること
- (6) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務（以下「委託業務」という。）を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。）に再委託をしようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書」を提出し、あらかじめ甲の承認を受けること
- (7) 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請

書」を提出し、甲の承認を受けること

(8) 前2号の規定に基づく取扱いについては、再委託先が委託業務を更に再委託しようとする場合についても同様とする。

(9) 乙は、委託業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委託先と約定すること

(10) 乙は、乙又は再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと

(11) 本契約による業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を甲に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと

(12) 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと

(13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止のため、被害拡大防止等のための適切な措置を採ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること

(14) 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うこと

2 甲は、必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先の事業所等の関係場所において調査をすることができる。

3 乙が第1項各号の一に違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止等)

第16条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350

号) 第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合には、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（期限の延長）

第17条 乙は、自己の責めに帰することができない事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲に対して遅滞なく理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、延長の日数は、甲乙が協議して定めるものとする。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、乙から遅延料を徴して履行期限を延長することができる。

- 3 前項の遅延料は、遅延日数1日につき契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）から既納部分に対する契約金額相当額を控除した額に対して年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

（甲の契約解除権等）

第18条 甲は、次の各号に掲げる事項の一に該当する事由があるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本契約の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき
- (2) 納入期限内又は納入期限後相当の期限内に成果物を納入する見込みのないことが明らかに認められたとき
- (3) 乙が本契約の条項に違反したとき

- 2 前項各号の一に該当するときは、甲は、契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。乙が甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わな

なければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

- 3 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、本件業務を履行することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。
- 5 甲及び乙は、第1項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 6 第1項、第4項又は前項の規定により本契約が解除されたときは、甲は、業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払わなければならない。

(損害の賠償)

第19条 乙は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

- 2 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

第20条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。）の規定による排除措置命令を行ったとき
- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき
- (3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条

又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき

- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第21条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき
 - (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき
 - (3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき
- 2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令(同法第7条の3第1項若しくは第2項又は第3項の規定を適用したものに限る。)を行い、当該納付命令が確定したとき
 - (2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき
- 3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。
- 5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 本条の規定は、本契約の履行が完了した後においても効力を有する。

(属性要件に基づく契約解除)

第22条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第23条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(下請契約等に関する確約)

第24条 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人若しくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請契約等に関する契約解除)

第25条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

第26条 甲は、第22条及び第23条の各号の一に該当すると認められるときは、本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

- 2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 3 甲は、第22条、第23条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償は要しないものとする。

4 乙は、甲が第22条、第23条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

5 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

6 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第27条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下単に「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第28条 甲は、成果物の引渡しを受けた後、成果物の種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用でこれを補修するなどの追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。

2 甲は相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その追完がないときは、甲は、乙に対してその不適合の程度に応じて代金の減額請求をすることができる。

ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに代金の減額請求をすることができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき
- (3) 契約の性質により、履行期限までに履行しなければ本契約の目的を達す

ることができない場合において、乙が履行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき

3 甲は、第1項の追完を請求したときは、成果物の納期の日から追完が完了するまでの期間に応じて第17条第3項の規定に準じて計算した金額を請求することができる。この場合、甲は、当該請求のほか、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求することができる。

4 甲が第2項の催告をし、甲の定める期間内に履行の追完がないときは、甲は、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は、契約金額の100分の20に相当する額の違約金を乙に対して請求することができる。なお、甲が返還すべき成果物が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないことができる。

5 乙が前2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、成果物が本契約の内容に適合しないことにより甲に生じた直接又は間接の損害の額が第3項及び第4項に基づいて請求した違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

7 第4項の規定に伴い、本契約が解除されたときは、甲は業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払うものとする。

8 甲は、第1項から第6項までの請求をするに当たっては、乙が本契約に不適合な成果物を引渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから1年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。

(所有権)

第29条 本契約に係る成果物の所有権は、その引渡しにより甲に帰属するもの

とする。

(知的財産権の帰属等)

第30条 本契約により納入される成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、前条に規定する所有権の移転の時に甲に移転するものとする。

2 乙は、成果物に係る著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を一切行使しないものとする。

3 乙は、成果物の作成に当たり、第三者の特許権、意匠権、著作権等の知的財産権を利用するときは、その利用に対する一切の責任を負うものとする。

4 前項の知的財産権の利用に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、自己の責任において解決に当たるものとする。

5 前項の紛争により甲が損害を被ったときは、乙は、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

(過失責任)

第31条 乙は、乙の従業員等の故意又は過失により甲の施設機器等を破損又は紛失した場合、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の責めに帰することができない事由により乙の従業員等が本件業務遂行中に被った損害につき、これを補償するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

(危険負担)

第32条 甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、自己の債務を免れたことにより、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(割合的報酬)

第33条 乙は、甲の責めに帰することができない事由により、本件業務を完了

することができなくなった場合又は本契約が本件業務の完了前に解除された場合において、乙が既に履行した業務のうち、可分な部分によって甲がその利益を受けたときは、乙は、甲が受けた利益の割合に応じて契約代金の支払を請求することができる。この場合、乙は、可分な部分について第9条の規定に準じて甲の検査を受けなければならない。

(秘密の保持)

第34条 乙は、本契約の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了した後も有効に存続する。

(契約保証金)

第35条 本契約に関しては、保証金の納付を免除する。

(補則)

第36条 本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。本契約書に定めのない事項についても、同様とする。

上記の契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲 奈良市登大路町1番地の1

支出負担行為担当官

奈良地方検察庁検事正

民 野 健 治

乙 ●●

仕 様 書

1 件名

奈良地方法務合同庁舎に設置の昇降機保守業務

2 履行場所

奈良市登大路町1番地の1 奈良地方法務合同庁舎

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務概要

本件業務は、奈良地方法務合同庁舎に設置された昇降機設備を安全に利用できるように常時適法な状態に維持することを目的とする。

5 対象設備

乗用エレベーター（三精輸送機株式会社製、HP13-CO-45） 1台

※平成11年3月設置

（付加仕様） 車椅子仕様、視覚障害者仕様、停電時自動着床装置、
地震時管制運転装置、火災時管制運転装置、
基準階自動着床装置

6 業務内容

(1) 定期的な機器・装置の保守・点検に加え、点検結果に基づく合理的判断の下、劣化した部品の取替えや修理等を行う「フルメンテナンス契約」による。

(2) 点検について

ア 毎月の定期点検

イ 年1回、建築基準法第12条第4項の規定に基づく定期点検（9月）

ウ 年4回（6月、9月、12月、3月）の停電時自動着床装置の点検

エ 年2回（9月、3月）の地震時管制運転装置及び火災時管制運転装置の点検

(3) 作業及び点検等を行ったときは、作業報告書又は点検報告書を当庁の指定する職員に提出すること。

(4) 対象設備について、緊急の故障等が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに作業員を派遣し、適切な処置を行うものとする。

(5) 点検作業については、原則として、開庁日に行うこととし、当庁の指定する職員との打合せにより決定するものとする。

7 点検項目

(1) 機械室関係（油圧ユニット、制御盤等）

(2) 乗場関係（インジケータランプ、呼びボタン、ロック装置、戸開閉機構等）

(3) 塔内関係（ワイヤーロープ、リミットスイッチ、レール、配管配線関係、着床装置関係等）

(4) かご関係（操作盤、戸開閉装置、ガイドシュー、セフティーシュー等）

8 業務範囲内に含まれない費用

保守業務の除外項目

ア 油圧ユニット、制御盤の一式取替え

イ 昇降かご（床タイル、床板含む）、昇降路周壁、三方枠、出入口戸（付属品は除く）及び敷居の修理、取替え、塗装替え並びに清掃

ウ 呼びボタンカバー、インジケーターカバー及び操作盤カバーの修理、取替え、メッキ直し並びに清掃

エ 油圧作動オイル

オ 油圧ユニットオーバーホール

カ 諸法規の改正又は官公署の命令若しくは要求による設備の改修及び新規付属物追加に関する工事

キ 昇降路周壁等建物関係の補修工事

ク 機械室建物付属設備（照明設備、換気装置、煙感知器等）の補修工事

9 支払方法

月払いとする。

10 その他

(1) 本社・支社・営業所及びその他活動の拠点となる場所が奈良県又は近接府県に所在していること

(2) 本件業務の受託者に対して当庁から提供した資料については、原則として貸し出すものとし、契約最終月の検査後、1週間以内に当庁に返却し、返却した旨の書面を当庁へ提出すること

(3) その他記載のない事項については、関係法令及び「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」に基づくものとする。